

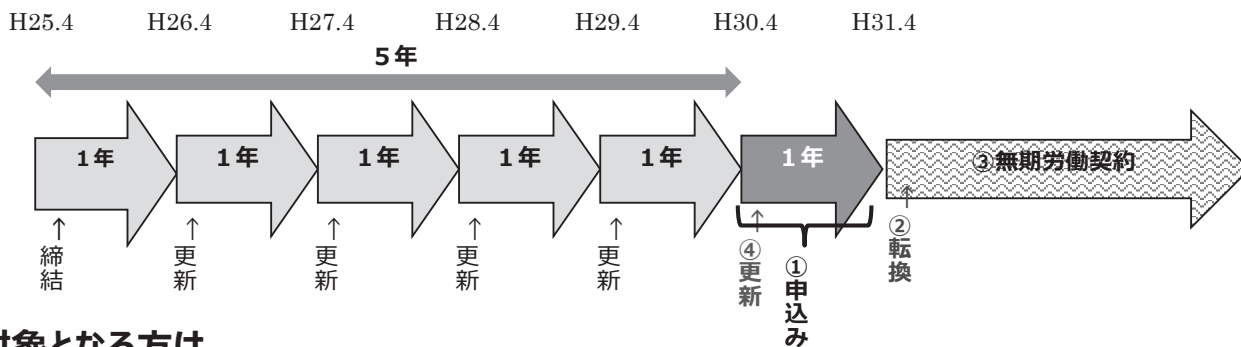
安心して働くための「無期転換ルール」とは

～いよいよ今月（平成30年4月）から無期労働契約への転換申込みが本格化します！！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

●ご注意

無期転換ルールの適用を避けるため、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に事業主が更新年限や更新回数の上限等を一方的に設けたとしても雇止めをすることは許されない場合もあるので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、広島労働局雇用環境・均等室の「無期転換ルール特別相談窓口」(TEL082-221-9247)にご相談ください。

ナビダイヤル
円満に無期になろう
0570-069276
受付時間(月～金 8:30～17:15)
※上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの労働局へ繋がります。
・ 固定電話からの通話料は10.8円/90秒(20kmまで、距離によって変わります)
・ 携帯電話からの通話料は10.8円/20秒となります。
・ 050番号帯IP電話等からはご利用いただけません。

広島労働局は職員を募集しています！



公務員採用試験の最終合格者から採用されます。

- ① 労働基準監督官採用試験
(H30年度試験申込み期間 H30年3月30日～4月11日)
- ② 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)
(H30年度試験申込み期間 H30年4月6日～4月18日)

例年、2月に試験日程が発表され、4月に試験申込みがあります。

(詳しくは、人事院ホームページを確認してください。)

(「人事院 採用」で検索 → 「国家公務員試験採用情報NAVI」のホームページを確認してください。)